

「Help ル」事業者利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社ジャスコム（以下「弊社」といいます。）が提供するジョブマッチングサービス「Help ル」（以下「本サービス」といいます。）に関して、本サービスを利用しようとする事業者の皆様と弊社との間の権利義務関係を定めています。本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意しなければ、本サービスを利用できませんので、ご注意ください。

第1条（適用）

1. 本規約は、本サービスの提供条件及び本サービスの利用に関する事業者と弊社との間の契約関係を定め、事業者と弊社との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。
2. 本サービスの利用に関する契約は、弊社指定の申込書により事業者が契約の申込を行い、弊社が申込の承諾通知を行った時に成立します。なお、本サービスを利用して求職者と個別に雇用契約を締結し、本サービスが提供する各種サービスを利用するにあたっては、各利用時点における本規約が適用されます。個別の時点において、本規約に基づき本サービスの利用が制限される場合がありますのでご注意ください。
3. 弊社が本サービスに関して別途定める本サービス利用に関する規定やルール等も、本規約の一部を構成するものとします。
4. 本規約の内容と、前項のルール等その他の本規約外における弊社による本サービスの説明等の内容とが異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。但し、弊社が指定する本サービスの利用申込書に記載された事項であって弊社が承諾の通知を行った事項又は別途弊社との間で契約書を締結した事項については、当該事項が優先して適用されます。
5. 弊社は、本規約の目的に反しない範囲で、その裁量により、本規約を随時変更できるものとし、本規約の変更を行う場合、本規約を変更する旨、変更後の本規約の内容及び変更の効力発生日を事業者が確認可能な本サービスの web サイトに掲示します。また、弊社から規約変更につき通知する場合があります。当該変更の後、事業者が本サービスを利用した場合又は契約解除若しくはアカウント登録抹消の手続をとらなかった場合には、事業者は、本規約の変更同意したものとみなします。
6. 事業者は、弊社からの通知を電磁的方法により受領することに同意します。

第2条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

1. 「本サービス」とは、本規約に定める次の各号の各種サービスを意味します。
 - (1) スポットマッチングサイト「Help ル」を用いた有料職業紹介サービス。

(2) 前号の有料職業紹介サービスの利用に伴い弊社が提供する書類のシステムからのダウンロードサービス。

(3) 求職者に対する賃金等の支払い業務の代行。

2. 「事業者」とは、本サービスを通じて求職者と雇用契約を締結し、労務の提供を受けることを企図して、本サービスをお使いになる事業者を意味します。

3. 「求職者」とは、本サービスを通じて事業者と雇用契約を締結し、労務を提供することを企図する個人を意味します。

4. 「投稿データ」とは、事業者が本サービスを利用して投稿その他送信するコンテンツ（文章、画像、動画その他のデータを含みますがこれらに限りません。）を意味します。

5. 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含み、かつ、著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含みます。）を意味します。

第 3 条（本サービス内容の変更）

1. 本サービスに変更の必要が生じたときは、弊社は、弊社の判断で、本サービス内容の全部又は一部を変更することができるものとします。

2. 前項の変更に関し、弊社は一切責任を負わないものとします。

第 4 条（本サービス利用料）

1. 事業者が求人を提出し、弊社が当該求人を受理し、事業者が求職者を採用し、労務が終了した段階で、事業者は弊社に、下記に定める手数料（以下「本サービス利用料」）を支払うものとします。

(1) サービス紹介手数料：紹介により事業者が採用した求職者の労働賃金及び交通費その他の支給実費（本規約において「賃金等」といいます。）の 25% に消費税を加算したものの。

(2) システム利用料：弊社が提供する書類等をシステム上から入手する費用として、紹介により事業者が採用した求職者の賃金等の 5% に消費税を加算したものの。

(3) 立替払手数料：求職者 1 人当たり月 500 円（税別）

2. 経済変動、諸経費の変動及び業界動向等により改定の必要性が生じた時は、弊社は本サービス利用料を改定することができるものとします。

3. 事業者が本サービス利用料その他の料金を弊社に支払う場合は、税及び支払いに要する費用を別途支払うものとします。

4. 前項の請求及び支払については、弊社が指定する会社を利用できるものとし、弊社は NP 掛け払いサービスを利用することから、請求書の発行及び支払先については、株式会社ネットプロテクションズが弊社を代理して行うこととします。

第5条（本サービス利用料の支払期日等）

1. 本サービス利用料の計算期間は、当月 1 日から末日までとし、事業者は、当月の本サービス利用料を決済代行会社が指定する期日までに、決済代行会社が指定する方法により、指定口座に振り込むものとします。振込手数料は、事業者の負担とします。
2. 前項の決済代行会社は、弊社が指定するものとします。
3. 事業者が審査結果等により決済代行会社の利用をすることができない場合は、事業者は、別途弊社が指定する方法により、指定する期日までに本サービス利用料を支払うものとします。
4. 事業者は、弊社が定めた期限までに本サービス利用料又は本規約に基づく他の支払いを怠った場合は、年 14.6%の割合による遅延損害金を弊社に対して支払うものとします。

第6条（アカウント登録）

1. 本サービスの利用を希望する事業者は、本規約を遵守することに同意し、かつ弊社の定める一定の情報（以下「登録事項」といいます。）を弊社の定める方法で弊社に提供し、弊社の定める手続に従って、本サービスの利用のためのアカウント登録を本サービスの web サイトで行うこととします。なお、第 1 条 2 項に定める本サービスの契約が成立していない事業者は、本サービスを利用することはできず、従って、アカウント登録をすることもできません。本サービスの契約が存在しない（解除、利用停止等により本サービスを利用できない状態を含みます。）状態でアカウント登録がされた場合は、弊社において削除させていただきます。
2. アカウント登録は、弊社からの登録完了通知によって完了し、登録の完了時に事業者は本サービスを本規約に従い利用できるようになります。

第7条（アカウントの停止及び再登録の拒否）

弊社は、登録申請者（本項においては、登録申請者たる事業者を代表して申請手続きを行う個人を含みます。）が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録及び再登録を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負いません。また、その場合、弊社は、本サービスの契約を解除することができます。

- (1) 弊社に提供した登録事項の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
- (2) 登録申請者が、会社でないにもかかわらず会社であると誤認されるおそれのある文字を用いた名称又は称号を使用している場合、不正の目的をもって他の事業者であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用しているとみなされるおそれがある場合、又は事業者としての実体が認められない場合
- (3) 第 17 条各号の禁止事項に該当しうる不適当な目的で本サービスを利用しようとする場合
- (4) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後

見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合

(5) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていると弊社が判断した場合

(6) 登録申請者が過去に弊社との契約に違反した者又はその関係者であると弊社が判断した場合

(7) その他、弊社が登録を適当でないと判断した場合

第8条（登録事項の変更）

事業者は、商号、代表者、所在地、担当者、メールアドレス、連絡先、業種その他登録事項に変更があった場合、弊社の定める方法により当該変更事項を遅滞なく 弊社に通知しなければなりません。

第9条（パスワード及び ID の管理）

1. 事業者は、自己の責任において、本サービスに関するパスワード及び ID を適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはなりません。
2. パスワード又は ID の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は事業者が負うものとし、弊社は責任を負いません。
3. 登録されたパスワード及び ID が利用された場合、弊社は当該パスワード及び ID が付与乃至登録された事業者本人による操作として扱います。

第10条（雇用契約にかかる募集情報の掲載等）

1. 本サービスにおいて募集可能な職種は、【ホテル・旅館・飲食・観光関連の職種】です。
2. 弊社は、事業者により掲載された募集情報の全部又は一部について、本利用規約、法令、又は公序良俗に適合しないなどの理由で掲載が不相当であると判断した場合、掲載をお断りするか、削除する場合があります。
3. 事業者は、雇用契約にかかる募集情報の掲載に際しては、職業安定法第5条の3第1項所定の、従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示するとともに、次に掲げる事項を遵守するものとします。また、第17条各号の禁止事項に該当し、または該当するおそれのある募集情報を掲載してはならないものとします。
 - (1) 明示する従事すべき業務の内容等は、虚偽又は誇大な内容としないこと
 - (2) 労働時間に関しては、始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働、休憩時間、休日等について明示すること
 - (3) 賃金等に関しては、賃金形態（日給、時給等の区分）、基本給、定額的に支払われる

手当、通勤手当等について明示すること。また、時間外労働分及び深夜労働分については割増賃金を追加で支払うことを明示すること

- (4) 従事すべき業務の内容等の事項の一部をやむを得ず別途明示することとするときは、その旨を併せて明示すること
 - (5) 求職者に具体的に理解されるものとなるよう、従事すべき業務の内容等の水準、範囲等を可能な限り限定すること
 - (6) 求職者が従事すべき業務の内容に関しては、職場環境を含め、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること
 - (7) 明示する従事すべき業務の内容等が雇用契約締結時の従事すべき業務の内容等と異なる可能性がある場合は、その旨を併せて明示するとともに、従事すべき業務の内容等が既に明示した内容と異なることとなった場合には、求職者に速やかに知らせること
 - (8) 試用期間中と試用期間終了後の従事すべき業務の内容等が異なるときは、それぞれの従事すべき業務の内容等を示すこと
 - (9) その他、募集情報の掲載に関して労働関係法令が求める事項を遵守すること
4. 事業者は、雇用契約の締結に際しては、求職者に対して、労働基準法第 15 条第 1 項所定の、賃金、労働時間、就業場所その他の労働条件を明示するものとします。
 5. 事業者は、雇用契約の締結に際し、第 4 項に基づいて明示した労働条件を変更し、特定し、削除し、又は追加する場合には、弊社の定める手続に従って、これを明示するものとします。
 6. 事業者は、本条に定める義務の履行にあたり、本サービスを利用し、本サービスにおいて弊社が所定の手続を定めている場合は、弊社の定める手続に従ってこれを行うものとします。

第 11 条（禁止される募集情報及び求職者情報の取扱い）

1. 事業者は、雇用契約等にかかる募集情報の掲載に際しては、以下の各号に掲げる募集情報を掲載してはなりません。また弊社が別途掲載基準を定めた場合には、当該掲載基準に従って募集情報を掲載しなければならないものとします。事業者が、以下の各号に掲げる募集情報又は別途弊社が定めた掲載基準に反した募集情報を掲載したと弊社において判断した場合、弊社は事前に通知することなく、当該事業者の募集ページの非表示若しくは削除又はアカウントの停止若しくは削除をすることがあります。

- ①公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的の募集情報
 - ②その内容が法令に違反する募集情報
 - ③実際に従事すべき業務の内容及び支払われる賃金等と相違する内容を含む募集情報
 - ④実態が雇用契約であるにもかかわらず、業務委託契約として掲載する募集情報
2. 事業者は、本サービスに基づき取得した求職者の情報を、求職者との雇用契約及び本サ

ービスに関する目的以外で利用せず、また、第三者に開示しないものとします。

第12条（本サービスを通じた雇用契約の締結又は管理等）

1. 求職者は、本サービス上で、弊社の定める手続に従って、事業者に対して、雇用契約の締結の申込みをすることができます。
2. 前項の申込みを受けた事業者は、本サービス上で、弊社の定める手続に従って、求職者に対して、前項の申込みに対する承諾をすることができます。
3. 事業者及び求職者は、弊社の定める手続に従って、本サービス上で、労働条件の明示機能、業務の開始又は終了の確認機能、自動的に休憩時間の控除、手当等の付与が行われる計測機能を利用することに同意するものとし、事業者は、求職者の雇用に関して適用される法令を遵守するものとします。
4. 事業者は、募集に応募しマッチングした求職者について、事業者の都合によりキャンセルすることは原則としてできません。事業者は、やむを得ない事由がある場合は、弊社が定める「事業者キャンセル規定」に基づき、弊社所定の手続で弊社に対してキャンセルの承認を求めて申請を行うこととします。また、キャンセルが承認された場合でも、「事業者キャンセル規定」に基づき、求職者に対するキャンセル料の支払いが必要になります。
5. 本サービスを利用して雇用契約を締結した場合でも、雇用契約は、事業者と求職者との間で直接成立し、事業者は、求職者に対して、直接、雇用契約に基づく賃金等の支払いその他雇用契約及び法令上の義務を負うことを確認するものとします。
6. 事業者は、求職者との間の雇用契約又は法令に基づく義務に関して、本サービスにおいて提供されていない義務を履行する必要がある場合は、別途、自らその義務を履行する必要があることを確認します。また、事業者は、求職者との間の雇用契約又は法令に基づき、求職者との間で金銭の請求又は返還を行う必要がある場合、直接そのやり取りを行うものとします。例えば、本サービスを利用せずに時間外労働が実施された場合は、本サービス上その賃金の算定はできませんので、事業者が直接求職者との間で時間外労働分の割増賃金の支払いその他必要な措置を行う必要があります。
7. 弊社は、事業者と求職者との間の連絡や調整等につき一切責任を負いません。事業者は、求職者に連絡を取る必要がある場合、直接連絡を取っていただく必要があります。また、仮に事業者と求職者との間でトラブルや紛争が生じた場合には、事業者が求職者との間でその一切を解決するものとし、弊社は責任を負わないことを確認します。
8. 事業者は、本サービスを利用して雇用契約を締結するにあたり、求職者が電磁的方法による労働条件通知書の提供を希望せず、文書での交付を希望した場合、事業者は自らの責任で文書にて労働条件通知書を交付する必要があります。
9. 事業者は、雇用契約の履行において必要となる健康保険その他の社会保険、雇用保険、源泉徴収、その他法令上必要となる手続を自己の責任において実施する必要があります。
10. 求職者が外国籍の場合、在留カード等による就労可能であることの確認は、事業者が自

らの責任で行う必要があります。

第 13 条（賃金等の支払等）

1. 事業者は、次の①②に関する求職者の選択により、弊社が定める方法によって、本サービスを通じて締結された雇用契約に基づく賃金等を支払うこととします。なお、金融機関への振込手数料は、事業者が負担することとします（次項において同じ）。

①毎月 1 日から末日までを計算期間として本サービスのシステムにより自動計算された賃金等の金額につき、翌月 15 日（休日に当たる場合は翌営業日）に、弊社が、事業者の委託により、求職者の指定する金融機関口座に振り込む方法により支払う

②求職者が、①の支払日に先立って賃金等の振込みを受けることを希望し、早期振込申請を行った場合には、①の支払日前に支払う

2. 事業者は、前項により弊社が立て替えて支払った賃金等について、同額を、毎月 1 日から末日までで計算し、翌月末日（休日に当たる場合は翌営業日）に、弊社の指定する方法により、弊社（又は弊社の指定する者）の指定する金融機関口座に振り込む方法により支払います。

3. 事業者は、雇用した求職者に対して直接雇用契約に基づく賃金等の支払義務を負うことを確認し、本サービスによる賃金立替払いサービスは、事業者の賃金支払能力を補完するものではないこと、雇用契約の締結時点において、求職者に対して賃金支払能力があることを表明し、保証することとします。

4. 弊社から求職者に対する賃金等の振込名義は、弊社となります。事業者は、本サービスによる賃金等の支払状況を常に把握し、賃金等の支払義務の履行状況を自ら確認する必要があります。

第 14 条（支払委託の前提条件及び弊社の免責）

1. 弊社が前条の立替払いを行う前提として、以下の手順が完了している必要があります。

①賃金計算の前提となる労働時間の確定

②求職者の賃金等の振込口座の確定（口座情報不備がないことを含みます。）

2. 事業者は、賃金等の計算を可能とするため、弊社所定の方法により速やかに労働時間を確定させることとし、労働時間の確定方法に関しては弊社が定める「労働時間の確定手続」に従うものとします。

3. 弊社は、事業者が作成した勤怠記録をもとに賃金データを作成し、前条の立替払いを行います。勤怠記録が不正確であったり、求職者又は事業者の認識と異なる内容であったことによる問題、立替払いの額が、実際に事業者が支払義務を負う賃金等と相違していた場合の問題その他の立替払いによる問題について、弊社は一切責任を負いません。また、労働時間の確定が遅れることにより立替払いが遅れ、又は立替払いができないことによる問題について、弊社は一切責任を負いません。

4. 本条 1 項に定める前提条件を満たさなかった場合その他弊社から賃金等の振込ができない場合、弊社は前条の立替払いをすることができません。その場合、事業者は、求職者に対して本サービスによらず、直接賃金等の支払いを行う必要があります。また、前条の立替払いによる賃金等の額が、実際に事業者が支払義務を負う賃金等と相違していた場合の不足額の支払い又は過剰支払額の回収は、本サービスによらず、事業者が求職者に対して直接行う必要があります。

第 15 条（源泉徴収及び源泉徴収票）

1. 事業者は、自ら法令に基づき、本サービスを利用して雇用契約を締結した求職者に関する賃金に係る源泉所得税を算出し、源泉所得税を納付する他、源泉徴収票の作成、交付、提出する義務を負うことを確認します。
2. 事業者は、本サービスにおいて、源泉徴収票の電子データを求職者に交付するサービスを利用することができます。但し、求職者が書面による交付を希望した場合は、書面で交付しなければなりません。
3. 本サービスにおいて利用できる源泉所得税の税額計算及び源泉徴収票の電子データは、単発の日雇雇用を前提としたものに限られ、源泉徴収税額表の日額表「丙欄」による計算額であって、通勤手当は課税扱いとする内容です。実際の雇用形態や賃金等の額その他の要素によって、本サービスによって提供される源泉徴収額の算出や源泉徴収票の利用が適切ではない場合が存在し、その場合の修正や追加的な源泉徴収及び納税その他法令に基づく適切な処理は、事業者が自らの責任で行う必要があります。
4. 弊社は、本サービスにおいて、本条及び本規約に定める条件のものと、自動計算によって源泉徴収票が自動作成されるサービスを提供するに留まり、税理士法に基づくアドバイスその他の専門業務を提供するものではありません。事業者が自ら税務関係法令を確認し、適切な処理を行う必要があることを確認します。

第 16 条（第三者委託）

弊社は、本サービスを実施するにあたり、弊社のグループ会社その他の第三者へ本サービスの業務の一部を委託する場合があります。

第 17 条（禁止事項）

事業者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当すると弊社が判断する行為をしてはなりません。

- (1) 法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
- (2) 弊社、本サービスの他の利用者又はその他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 弊社、本サービスの他の利用者又はその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー

シーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為

- (5) 本サービスを通じ、以下に該当すると弊社が判断する情報を弊社又は本サービスの他の利用者に送信すること
 - ①暴力的又は残虐な表現を含む情報
 - ②コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報
 - ③弊社、本サービスの他の利用者又はその他の第三者の名誉又は信用を毀損する表現を含む情報
 - ④わいせつな表現を含む情報
 - ⑤差別を助長する表現を含む情報
 - ⑥自殺、自傷行為を助長する表現を含む情報
 - ⑦薬物の不適切な利用を助長する表現を含む情報
 - ⑧反社会的な表現を含む情報
 - ⑨チェーンメール等の第三者への情報の拡散を求める情報
 - ⑩他人に不快感を与える表現を含む情報
 - ⑪面識のない異性との出会いを目的とした情報
- (6) ねずみ講、マルチ商法・MLM、ネットワークビジネス等の行為又はこれに類する行為
- (7) 労働時間及び休憩時間等について不正確な記録を行い、又はこれを促す行為
- (8) 本サービスのネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為
- (9) 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (10) 弊社のネットワーク又はシステム等に不正にアクセスし、又は不正なアクセスを試みる行為
- (11) 第三者に成りすます行為
- (12) 本サービスの他の利用者の ID 又はパスワードを利用する行為
- (13) 弊社が事前に許諾しない本サービス上での宣伝、広告、勧誘、又は営業行為
- (14) 本サービスの他の利用者の情報の収集
- (15) 本サービスが提供する機能を不正に設定、利用、操作等する行為
- (16) 弊社、本サービスの他の利用者又はその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- (17) 反社会的勢力等への利益供与
- (18) 面識のない異性との出会いを目的とした行為
- (19) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為
- (20) その他、弊社が不適切と判断する行為

第 18 条（本サービスの停止等）

1. 弊社は、以下のいずれかに該当する場合には、事業者事前に通知することなく、本サ

サービスの全部又は一部の提供を停止又は中断することができるものとし、また、本サービスの全部又は一部の提供ができない場合があります。

- (1) 本サービスにかかるコンピューター・システムの点検又は保守作業を緊急に行う場合
 - (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止し、その他本サービスの提供に必要な機器が故障するなどの支障が生じた場合
 - (3) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
 - (4) その他、弊社が停止又は中断を必要と判断した場合
2. 弊社は、前項に基づき弊社が行った措置又は本サービスの全部又は一部の提供ができないことに基づき事業者が生じた損害について責任を負いません。

第 19 条（投稿データ）

1. 事業者は、投稿データについて、以下の事項を弊社に対し表明し、保証するものとします。
 - (1) 自らが投稿その他送信することについての適法な権利を有していること
 - (2) 投稿データの内容が真実かつ正確であって虚偽の内容を含まないこと
 - (3) 投稿データが当社又は第三者の権利を侵害していないこと
 - (4) 投稿データが法令又は本規約に違反する内容を含まないこと
 - (5) 投稿データが公序良俗に反するおそれのある内容を含まないこと
2. 弊社は、投稿データが前項に反する場合その他投稿データの内容が本サービスの適切な運営に支障を及ぼすと判断した場合、投稿データを削除することができるものとします。

第 20 条（権利帰属）

1. 本サービスに関する知的財産権は全て弊社又は弊社にライセンスを許諾している第三者に帰属しており、本規約に基づく本サービスの利用許諾は、本サービスに関する弊社又は弊社にライセンスを許諾している第三者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。
2. 事業者は、投稿データのうち、募集情報、レビューその他社会通念に照らして取引価値を認めがたいもの（以下「特定投稿データ」といいます。）について、弊社に対し、本サービスの提供、改善又は宣伝広告に必要な範囲で、非独占的に使用又は複製、翻案、公衆送信その他利用する権利を許諾するものとします。
3. 事業者は、弊社が前項の範囲で、特定投稿データを使用又は利用することについて、著作者人格権を行使しないことに同意するものとします。

第 21 条（登録抹消及び契約解除等）

1. 弊社は、事業者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催

告することなく、投稿データを削除し若しくは当該事業者について本サービスの利用を一時的に停止し、又は当該事業者の登録を抹消し、本サービスの契約を解除することができません。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (3) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - (4) 6ヶ月以上本サービスの利用がない場合
 - (5) 弊社からの返信を求める問合せに対して何らの返信がされない場合
 - (6) 第 17 条各号に該当する場合
 - (7) その他、弊社が本サービスの利用、登録の継続を適当でないと判断した場合
2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、事業者は、弊社に対して負っている債務について当然に期限の利益を失い、直ちに弊社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。
3. 弊社は、本条に基づき弊社が行った行為により事業者が生じた損害について責任を負いません。

第 22 条 (退会)

1. 事業者は、弊社所定の方法で弊社に通知することにより、本サービスから退会し、自己の登録を抹消することができます。但し、事業者が退会の通知時点で個別の求人募集の関係で本サービスの利用を行っている場合は、本サービスの利用が終了するまでは退会できないほか、本サービスの利用状況の関係から直ちに退会できない場合があります。
2. 退会にあたり、弊社に対して負っている債務が有る場合は、事業者は、弊社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに弊社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。
3. 退会後の利用者情報の取扱いについては、第 26 条の規定に従うものとします。

第 23 条 (本サービスの内容の変更、終了)

1. 弊社は、弊社の都合により、本サービスの内容を変更し、又は本サービスを終了することができます。弊社が本サービスの提供を終了する場合、弊社は事業者に事前に通知するものとします。
2. 弊社は、本条に基づき弊社が行った措置に基づき事業者が生じた損害について責任を負いません。

第 24 条 (非保証及び免責)

1. 事業者は、本サービス又は本サービスに関する web サイトを利用してなされた一切の行

為に起因する結果について自ら責任を負うことを予め承諾します。

2. 弊社は、本サービスが事業者の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、事業者による本サービスの利用が事業者に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること、及び不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。3. 求職者のプロフィールにおいて経験年数やスキルの記載がある場合であっても、当該記載は自己申告によるものであって、弊社においてその裏付けを取っているものではなく、記載内容を保証するものではありません。

4. 弊社は、事業者に対する求職者の義務の履行に関し、何ら保証するものでもありません。

5. 本サービスに関連して事業者と求職者、他の事業者又は第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、弊社は責任を負いません。事業者は、仮に弊社がこれに対応した場合、対応することによって弊社に生じた損害・損失等について、合理的な範囲で賠償又は補償するものとします。

6. 弊社は、弊社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、事業者が投稿したデータの削除又は消失、事業者の登録の抹消、本サービスの利用による登録データの消失又は機器の故障若しくは損傷、その他本サービスに関して事業者が被った損害につき、賠償する責任を負わないものとします。

7. 弊社は、本サービスに起因して事業者に損害が生じた場合、その損害が当社の故意又は重大な過失に基づくものでない限り、一切の責任を負いません。また、弊社の故意又は重大な過失により損害賠償義務を負う場合、その損害賠償の範囲は事業者が支払済みの利用料相当額を上限とします。

8. 本サービスには、事業者の情報機器を介し、当該者に関する情報を表示又は交換する機能が含まれます。事業者は、自己の責任において本サービス上で同機能を利用するものとします。

第 25 条（守秘義務）

1. 事業者及び弊社は、本契約に関し、契約継続中及び終了後を問わず、相手側から受けた情報の一切のうち、秘密であることが明記された情報について、秘密として厳重に管理し、本契約の目的以外に利用せず、また、他人に漏らしてはなりません。

2. 個人情報を除き、前項にかかわらず次の各号に該当する情報については守秘義務の範囲外とします。

- (1) 受領時にすでに公知であったもの、又は受領者の責によらず公知になったもの。
- (2) 開示を受ける以前に受領者がすでに保有していたもの。
- (3) 第三者から機密保持義務を負わされることなく受け取ったもの。
- (4) 受領者が独自に開発したもの。

第 26 条（利用者情報の取扱い）

1. 弊社による個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項が定義する「個人情報」と同義）の取扱いについては、別途、プライバシーポリシー（<https://help-lu.jp/job/MyPage/Etc/PrivacyPolicy>）の定めによるものとし、事業者はこのプライバシーポリシーに従って弊社が事業者の利用者情報を取り扱うことについて同意するものとします。
2. 事業者は、事業者が登録した担当者の氏名、電話番号等の個人情報が、連絡を取る必要がある場合等、必要に応じて、求職者に開示されることについて同意するものとします。
3. 弊社は、事業者が弊社に提供した情報、データ等を、事業者を特定できない形での統計的な情報として、弊社の裁量で、利用及び公開することができるものとし、事業者はこれに異議を唱えないものとします。
4. 事業者は、自ら提示した求人条件及び一般的に公開されている事業者の企業情報を、弊社が求職者を募集するために弊社が運営又は利用するインターネット web サイト等において開示・公開することを同意するものとします。

第 27 条（反社会的勢力の排除）

1. 事業者及び弊社は、自ら又はその代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - (6) その他前各号に準ずる者
2. 事業者及び弊社は、次の各号に掲げる行為を行わないことを表明し、保証します。
 - (1) 暴力的な方法による要求をすること
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求をすること
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いること
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて事業者及び弊社の信用を毀損し、又は事業者若しくは弊社の業務を妨害すること
 - (5) 反社会的勢力である第三者をして前各号の行為を行わせること
 - (6) 反社会的勢力に対して、名目の如何を問わず資金提供を行うこと
 - (7) 第三者が反社会的勢力であることを知りながら、当該第三者との取引を行うこと
 - (8) その他前各号に準ずる行為
3. 事業者及び弊社は、自らが第 1 項の各号に該当し、若しくは前項の各号に該当する行為を行い、又はその恐れがあることが判明した場合には、直ちに相手方にその旨を通知しなければならないものとします。

4. 事業者及び弊社は、互いに、相手方による反社会的勢力との関係の有無に関する調査に協力し、相手方から求められた事項については、客観的、合理的なものである限り、これに応じなければならないものとします。
5. 事業者又は弊社は、相手方が、前各項に違反した場合には、何らの催告をなしに直ちに、事業者弊社間で締結した一切の契約を解除することができるものとします。
6. 事業者又は弊社は、前項に基づき契約を解除したことにより、相手方に発生した損害について、賠償責任を負わないこととします。

第 28 条（連絡又は通知）

1. 本サービスに関する問い合わせその他事業者から弊社に対する連絡若しくは通知、又は弊社から事業者に対する本規約の変更に関する通知その他弊社から事業者に対する連絡若しくは通知は、弊社の定める方法で行うものとします。
2. 本サービスに関する事業者からの問い合わせ方法及び時間は、以下のとおりです。なお、弊社の都合により、問い合わせ方法及び時間が変更される場合があります。その場合は、本サービスの web サイトに掲載してお知らせします。
問い合わせ方法:弊社が指定するお問い合わせフォームへの入力・送信
問い合わせ時間:平日 10 時～17 時とします。
3. 弊社から事業者に対する連絡又は通知の方法は、本サービスの web サイト（会員専用頁を含みます。）への掲載となります。

第 29 条（地位の譲渡等）

1. 事業者は、弊社の書面による事前の承諾なく、弊社との契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 弊社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い弊社との契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに事業者の登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、事業者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、合併、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第 30 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 31 条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本規約及び本サービスの利用に関する準拠法は日本法とします。
2. 本規約又は本サービスの利用に起因し、又は関連する一切の紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 32 条 (期 間)

本契約の期間は契約成立日より 1 年間とします。但し、期間満了日の 3 か月前までに事業者と弊社のいずれかからも書面による契約終了の申し出がないときは、本契約は引き続き 1 年間延長されたものとし、以降も同様とします。

第 33 条 (協議事項)

本契約に定めのない事項については、当事者は関係法規及び慣習に従い、誠意をもって協議の上善処するものとします。

改定日：2024 年 3 月 7 日

【事業者キャンセル規定】

求職者とマッチング済みの求人について、事業者は、原則としてマッチングをキャンセルすることはできません。やむを得ない場合は、弊社所定の方法で、弊社にご連絡ください。

(1) キャンセルの可否

弊社は、キャンセルの申出に対し、以下の事由その他やむを得ない場合であると判断する場合に限り、キャンセル申請を承認します。

- ①募集情報に記載された重要な採用条件を満たしていない
- ②天候や災害による事業者の営業中止
- ③その他やむを得ず求職者の受入ができない状況に陥った場合

(2) キャンセル連絡

求職者に対するキャンセルの連絡は、事業者が自ら行う必要があり、弊社から連絡は行いません。キャンセルに関するやり取りについては、事業者が求職者との間で直接行う必要があり、弊社は一切関与いたしません。

(3) キャンセル料

キャンセルの場合、事業者は求職者に対してキャンセル料を支払う必要があります。事業者は求職者に対し、直接キャンセル料を支払う必要がありますので、ご注意ください。

制定日：2024年3月7日

【労働時間の確定手続】

1. 求職者による勤務記録又は労働時間の承認が本サービスのシステム上確認できない場合

弊社は、弊社所定の方法により調査の上、弊社所定の時間内に勤務の有無及び労働時間を確定し、賃金等の計算を行います。

2. 求職者による労働時間の修正申告に対して、修正申告のあった当日中に事業者の承認が確認できない場合

休職者による修正申告がされた当日中に、事業者の承認が確認できない場合、原則として求職者の申告時間で労働時間を確定させ、賃金等の計算を行います。

制定日：2024年3月7日